

大牟田市物産品 EC サイト制作・運営業務委託 業者選定要領

1. 趣旨

本要領は、「大牟田市物産品 EC サイト制作・運営業務」の委託事業者を適正かつ公正に決定するために、必要な事項を定めるもの。

2. 契約方法

随意契約（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 6 号）

3. 業務概要

業 務 名：大牟田市物産品 EC サイト制作・運営業務

業務内容：別紙「大牟田市物産品 EC サイト制作・運営業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）
のとおり

委託期間：契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4. 参加資格要件

参加者は、次の要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 法人格を有し、委託期間内において、大牟田市内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有していること。
- (2) 直近 2 年間で、大牟田市内の複数の物産品等販売事業者との間に委託販売等の取引実績があり、かつ、それらを滞りなく実施したこと。
- (3) EC サイトやこれに類する通信販売の運営等実績があること。
- (4) 次の各号に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。
 - ① 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「施行令」という。）第 1 6 7 条の 4 第 1 項（一般競争入札の参加者の資格）各号のいずれかに該当する者
 - ② 施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項（施行令第 1 6 7 条の 1 1 第 1 項において準用する場合を含む。）各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 3 年を限度として市長が定める期間を経過していないもの及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者又は入札代理人として使用する者
 - ③ 次のいずれかに該当する者（施行令第 1 6 7 条の 4 第 1 項第 3 号に掲げる者を除く。）
 - ・事業主、法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下「法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者
 - ・暴力団員が実質的に運営している者
 - ・暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用している者
 - ・契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結している者
 - ・法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している者
 - ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している者
 - ④ 見積書等の提出の時までに消費税及び地方消費税、法人税又は所得税、事業税並びに本市に納めるべき税を完納していない者

5. スケジュール（予定）

- | | |
|---------------|-----------------|
| (1) 参加者募集の公表 | 令和7年7月11日（金） |
| (2) 質問の提出期限 | 令和7年7月18日（金） |
| (3) 質問への回答 | 令和7年7月22日（火） |
| (4) 見積書等の提出期限 | 令和7年7月24日（木） |
| (5) 契約保証金の納付 | 令和7年7月31日（木） 予定 |
| (6) 業務委託契約締結 | 令和7年7月31日（木） 予定 |

6. 質問及び回答

本業務の内容等に関する質問がある場合は、次のとおり受け付けます。

(1) 質問

- ①提出様式：任意様式とする（法人名、連絡先、担当者氏名を明記し、要旨を簡潔にまとめること）
- ②提出期限：令和7年7月18日（金）午後5時15分（必着）
- ③提出先：大牟田市企画総務部広報課（TEL:0944-41-2505）
- ④提出方法：メール（電話や口頭による問合せはお受けできません。）

メールアドレス：e-kouhou01@city.omuta.fukuoka.jp

※提出期限までに、広報課へ電話で到着を確認してください。

(2) 回答

回答については、令和7年7月22日（火）までにEメールで行います。

7. 見積書等の提出

(1) 提出書類

①見積書

消費税及び地方消費税の額を明記した上で税込みの額を記載すること。

②役員等名簿及び照会承諾書

(2) 提出期限

令和7年7月24日（木）午後5時15分

(3) 提出先

〒836-8666 大牟田市有明町2丁目3番地
大牟田市企画総務部広報課（市役所本庁舎4階）
メールアドレス：e-kouhou01@city.omuta.fukuoka.jp

(4) 提出方法

持参又はメール

※持参による場合は、土日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

8. 選定

参加資格要件を満たし、業務遂行ができる事業者の中から、見積もり合わせにより委託事業者を決定します。また、結果については、市公式ホームページで公開します。

9. 契約に関する基本事項

- ・委託予定事業者は、広報課と契約内容等詳細について協議を行うこととします。
- ・契約締結に当たっては、暴力団排除措置のための誓約書を提出していただきます。なお、提出がない場合は、契約の締結ができません。
- ・契約締結に当たっては、大牟田市契約規則第 2 3 条の規定に基づき、契約保証金（契約金額の 10%）を納付していただきます。なお、納付されない場合は、契約の締結ができません。

10. 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となる場合があります。

- (1) 見積書等の提出方法、提出先、提出期限等が守られなかった場合
- (2) 見積書等に虚偽の内容が記載されている場合
- (3) その他、参加資格に適しない場合

11. その他

- (1) 申請に要する経費は、すべて事業者の負担とします。
- (2) 提出書類はお返しできません。
- (3) 提出された書類は、必要に応じ複写します（使用目的は市役所内での検討に限ります）。
- (4) 提出された書類は、情報公開の請求により公開することがあります。
- (5) 提出された書類の内容を変更することはできません。ただし、やむを得ない理由により修正又は変更が生じた場合で、市が承諾したものについては、この限りではありません。
- (6) 個人情報の保護に関する法律第 66 条第 2 項の規定に基づき、受託者は、契約業務で取り扱う個人情報について、大牟田市が果たすべき安全管理措置と同等の措置を講じる必要があります。見積書提出にあたっては、「保有個人情報取扱特記事項」を確認してください。また、契約締結の際に、「保有個人情報の安全管理措置に関する確認書」を提出していただきます。

12. 問合せ及び書類提出先

〒836-8666 大牟田市有明町2丁目3番地
大牟田市 企画総務部 広報課（市役所本庁舎4階） 担当：宮野、江川
電話：0944-41-2505 FAX：0944-41-2552
Eメールアドレス e-kouhou01@city.omuta.fukuoka.jp